資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五億円、資本準備金の額を金十四億九百十四万六千二百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　二頁

令和七年三月二十七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ＫＤＸ　ＳＴパートナーズ株式会社

代表取締役　中尾　彰宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千七百八万七千三百五十八円、資本準備金の額を十七億九千八百九十六万七千四百二十二円減少し、それぞれ二十一億五千二百二十九万九千二百十七円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年三月二十七日

東京都江東区青海二丁目五番一〇号テレコムセンタービル　株式会社セルシード

代表取締役社長　橋本せつ子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億七千三百二十七万七千三百十六円、資本準備金の額を二十六億四千七百九十二万三千五百五円減少し、それぞれ三千万円、六億五千四百六十九万五千九百六十六円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年三月二十七日

名古屋市中区錦一丁目一八番一一号

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

代表取締役　日髙　有一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十七日

長野市大字稲葉字日詰沖一八六〇番地一

長野ダンボール株式会社

代表取締役　山口　幸代

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十七日

名古屋市名東区本郷二丁目一五三番地の一

株式会社フジモリ

代表取締役　川合　克己

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十七日

山口県山口市小郡上郷三五五〇番地

株式会社三共

代表取締役　水津　典義

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Jingumae123特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十六頁（号外第九号）

令和七年三月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光ベルホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

取消公告

令和七年三月二十一日（号外第五十九号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割のみを取消します。

令和七年三月二十七日

千葉県船橋市南本町一一番一四号

千葉日石株式会社

代表取締役　長野　陽一

取消公告

令和七年二月二十日（号外第三十四号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和七年三月二十七日

兵庫県姫路市東山五二四番地

（甲）ノアグループホールディングス株式会社　代表取締役　大西　雅之

兵庫県姫路市東山五二四番地

（乙）ノアファシリティーズ株式会社

代表取締役　大西　雅之

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年一月十四日（号外第六号）公布内閣府令第一号（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）（原稿誤り）				
四	下	終りから一六	施行する。	施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
令和七年三月十八日（号外第五十四号）海上保安庁告示第七号（船舶気象通報規程等の一部を改正する告示）（印刷誤り）				
一七		第一条改正後欄終りから	www6.	www6.
〃		第一条改正前欄終りから四	www6.	www6.
令和七年三月四日掲載の横浜家庭裁判所に係る令和七年（家）第四〇〇四六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
一一二		一一二一～一一〇終りから	上末吉2丁目11番5号横山パークテラス上末吉205	下末吉5丁目20番1―415号